

社会福祉法人はなみずき会 安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、正職員就業規則第43条の規定に基づき、法人における安全及び衛生管理業務の円滑な運営と徹底を図り、従業員の労働災害と疾病を未然に防止することにより、安全で快適な職場環境を確立することを目的とする。

(労働安全衛生諸法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法・労働安全衛生法・その他安全衛生に関する諸法令および社内諸規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「安全管理」とは、従業員を労働災害から守るために計画し実行することをいう。
- (2) 「衛生管理」とは、従業員の健康を確保するために計画し実行することをいう。

(安全衛生の確保)

第4条 法人は、正職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境形成のため必要な措置を講ずる。

- 2 正職員は、この規程及び安全衛生に関する諸法令・法人内諸規程を遵守するとともに、園長・施設長の指示を守り、災害の防止、疾病の予防に努めなければならない。
- 3 衛生管理者として任命された者は、その業務を行うものとし、正職員は、衛生管理について指示に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理組織)

第5条 法人は安全衛生管理のため、次の者を置く。

- (1) 衛生管理者
- (2) 産業医
- (3) 防火管理者
- (4) その他の管理者

2 法人全般の安全衛生に関する管理調整は理事長、園長及び施設長が行う。

(衛生管理者)

第6条 法人における衛生に関する事項を管理するため衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、産業医の指導、助言を受け、衛生に関する次に掲げる事項を行う。

- (1) 衛生巡視及び作業環境の衛生上の調査
- (2) 作業条件、施設等の衛生上の改善
- (3) 衛生用保護具、救急用具等の点検整備
- (4) 衛生に関する教育、健康相談等の実施
- (5) 従業員の負傷及び疾病、死亡、欠勤等に関する統計の作成
- (6) 衛生に関する主要事項の記録及びその保管
- (7) その他、従業員の衛生・疾病等に関する事項

(産業医)

第7条 産業医は、法令の定めにより選任され次に掲げる事項を行う。

- (1) 衛生巡視に関する事項
- (2) 健康相談及び従業員の健康管理に関する事項
- (3) 作業環境の維持管理および作業の管理に関する事項
- (4) 従業員の健康障害の原因の調査及び再発の防止のための措置

2 産業医は、前項各号に掲げる事項のほか、従業員の衛生管理、指導について衛生管理者に対して指導もしくは助言する。

(防火管理者)

第8条 防火管理者は、消防法に定める資格を有する者の中から選任し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消火、通報、避難訓練の実施
- (3) 消防設備等の点検整備
- (4) 火気の取扱いに関する指導監督
- (5) 火元責任者の指揮監督
- (6) その他防火管理に必要な事項

第3章 衛生委員会

(委員会の設置)

第9条 法人は、従業員の衛生管理に関する重要事項を調査審議し、法人の行う災害防止諸施策をより効果的なものにするため、衛生委員会（以下「委員会」という）

を設置する。

(調査審議事項)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するとともにその実施を推進するものとする。

- (1) 従業員の健康障害を防止するための基本対策に関すること
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に関すること
- (3) 衛生に関する規程の作成及び改廃に関すること
- (4) 従業員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画に関すること
- (5) 衛生教育の実施計画に関すること
- (6) 健康診断及びその結果に対する対策に関すること
- (7) 新規に採用する機械器具等に係る健康障害の防止に関すること
- (8) 所轄労働基準監督署等から文書により指示指導等を受けた事項のうち、従業員の健康障害の防止に関すること
- (9) その他従業員の衛生に関する重要事項

(委員会の構成)

第11条 委員会は次の委員によって構成する

委員長 1名

委員 11名以内

2 委員は、次に定める者のうちから法人が任命する。

委員長 園長、副園長、施設長、事務長、統括施設長のうちから1名

委員 衛生管理者、産業医ならびに法人及び職員の過半数代表者が推薦した者

3 委員長を除く委員のうち、半数は職員の過半数代表者が推薦した者のうちから選任する。

(委員の任務)

第12条 委員の任務は、次に掲げる通りとする。

- (1) 委員長は、委員会の議長となり会議を統括する。
- (2) 委員は、委員会に出席して審議事項を審議する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、委員の任命の手続きにより速やかに後任者を選任する。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第14条 委員会の運営は次に定めるところによる。

- (1) 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし委員長が必要と認めたとき、あるいは委員の過半数以上から請求があったときは随時開催する。
- (2) 委員長は、委員会を招集し議長としての議事の統括に当たる。
- (3) 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (4) 委員会における審議事項の議決は原則として合議制とし、採決の必要がある場合は出席委員の過半数をもって決する。
- (5) 委員長は、必要があると認めたときは委員でない者を委員会に出席させ、意見及び説明を求めることができる。
- (6) 委員会は、衛生管理者が特に必要ないと認めた場合に限り産業医の出席なしに開催することができる。ただし、審議内容及び決議事項についてはその都度速やかに産業医に報告し、その意見を聴くこととする。

(議事録の作成)

第15条 委員長は、委員会の議事について議事録を作成し3年間これを保存しなければならない。

第4章 安全衛生管理の基本措置

(設備の安全衛生基準)

第16条 建設物、構築物、機械、その他諸設備の安全基準については、関係法令の定めるところによるほか、この規程に基づいて別に会社で定めた基準があるときはこれによる。

(設備の維持点検基準)

第17条 管理監督者は必要に応じて維持点検基準を作成し、設備の維持管理による災害防止に努めるものとする。

(設備保全)

第18条 職員は、常に受け持ち内の設備保全に留意し、異常を認めたときは直ちに所属長に報告しその指示を受けなければならない。

2 特に就労の前後には、試用設備、什器等の点検を行い、その安全を確かめなければならない。

(安全装置)

第19条 職員は、危害防止のため設けられた安全装置については、次の事項を遵守

しなければならない。

- (1) 安全装置を取り外しまたはその機能を失わせないこと
- (2) 臨時に安全装置を取り外しまたはその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ所属長の許可を得ること。
- (3) 前号の許可を受けて安全装置を取り外しまたはその機能を失わせたときは、その必要がなくなった後は直ちにこれを現状に戻しておくこと
- (4) 安全装置等が取り外されまたはその機能を失ったことを発見したときは、速やかにその旨を所属長に報告すること

(整理整頓)

第20条 職員は、常に職場内の整理整頓に努め、特に通路、階段、非常口、消火設備、配電盤等のあるところに物品をおいてはならない。

2 不用品、廃棄物等は所定の場所に処理しなければならない。特にボンベ、スプレー缶等の容器については、内部に引火、爆発、その他有害物が入っていないことを確認したうえ、水を注入または底部に穴をあけるなどの適切な措置を講じた後処理するものとする。

(作業環境等の安全衛生管理)

第21条 衛生管理者および管理監督者は、作業場における安全衛生水準の向上を図り、快適な作業環境の実現に努めるとともに、労働条件の向上ならびに健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全作業基準書等の作成)

第22条 管理監督者は、職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するため、必要に応じて安全作業基準ならびに作業要領・心得等を作成し、これらを職員に徹底し、遵守させるようにしなければならない。

(立入禁止等の周知徹底)

第23条 管理監督者は、危険または有害のおそれのある場所で、通行禁止あるいは立入禁止等の制限をする必要があるときは、事前に関係部門に通知し周知徹底を図らなければならない。

(免許資格者の業務)

第24条 資格等を要する業務は、法令に定める免許を受け管理監督者が指名したものでなければ、その業務に就業してはならない。

(女子、年少者の就業基準)

第25条 衛生管理者および管理監督者は、女子、年少者については法令の定めると

ころにより、危険有害な業務についての就業制限を守る措置を講じなければならない。

（傷病者の職場復帰に対する配慮）

第26条 衛生管理者および管理監督者は、傷病による休職から職場復帰する職員のうち、復職後の労働負担を軽減し、段階的に元へ戻すなどの配慮を必要とする者については、これらの心身の条件に応じて次の各号のいずれかによる適正な措置を行うよう努めなければならない。

- (1) 短時間勤務制度
- (2) 軽作業や定型業務への従事
- (3) 残業・深夜業の禁止
- (4) 交代勤務制限
- (5) 危険作業、運転作業、高所作業、苦情処理などの制限
- (6) 職場配置転換の制限
- (7) フレックスタイム制の適用

（高齢者等に対する配慮）

第27条 衛生管理者および管理監督者は、高年齢者および精神または身体に障害のある者その他労働災害防止の観点からその就業にあたって特に配慮を必要とする者については、これらの心身の条件に応じて適正な措置を行うように努めなければならない。

（健康診断及びストレスチェック）

第28条 法人は対象となる職員に対して、毎年定期的に健康診断及びストレスチェックを行う。

- 2 健康診断の結果、必要があると認められたときは、一定の期間、就業の禁止、就業時間の短縮、業務内容の変更その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。
- 3 第1項の健康診断を行った場合は、法令の定めるところにより診断結果の記録を保存しなければならない。なお、健康診断の結果について関係官庁に報告が必要なものについては、所定の手続きに従って報告しなければならない。
- 4 ストレスチェックの結果、医師による面接指導が必要とされた正職員から申出があった場合は、医師による面接指導を実施し、労働時間の短縮等の措置を講じることがある。
- 5 第1項のストレスチェックを受けた職員の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該職員の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、法令の定めるところにより当該記録を保存しなければならない。

(病者の就業禁止)

第29条 法人は、次の各号のいずれかに該当する職員については就業を禁止する。

- (1) 病毒伝ばの恐れのある感染症の疾病にかかった者（新型インフルエンザ、及びその疑いのある者を含む。）
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため、病勢が著しく増悪する恐れのある疾病にかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定める疾病にかかった者
- (4) 前各号の他、感染症法等の法令に定める疾病にかかった者

2 前項の規定にかかわらず、会社は、当該従業員の心身の状況が業務に適しないと判断した場合、または当該従業員に対して、医師、及び国等の公の機関から、外出禁止、あるいは外出自粛等の要請があった場合は、その就業を禁止することがある。

3 第1項、及び第2項のうち、法的に出勤が禁止されているものについては、その間は無給とする。

(家族の疾病)

第30条 従業員は、同居家族または同居人が法定伝染病にかかったときもしくはその近隣に伝染病が発生し感染のおそれのあるときは、直ちにその旨を所属長を経て衛生管理者に届け出て必要な措置を受けなければならない。

(秘密の保持)

第31条 健康診断等にかかわる業務に従事した者は、その職務上知り得た職員の健康上の秘密を他に漏らしてはならない。

第5章 安全衛生教育

(雇入時・作業内容変更時の教育)

第32条 法人は職員に対して、採用時及び業務内容が変更されたときは、業務に必要な安全衛生教育を行う。

(衛生管理者等に対する教育)

第33条 法人は、衛生管理者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対しては、その業務能力の向上を図るため必要な教育を行う。

(新任管理監督者の教育)

第34条 法人は、新任管理監督者に任命した者に対して、法令の定めるところにより次の事項の教育を行う。

- (1) 作業方法の決定および職員の配置に関する事項

- (2) 職員に対する指導または監督の方法に関する事項
- (3) 作業設備および作業場所の保守管理に関する事項
- (4) 異常時等における措置に関する事項
- (5) その他労働災害を防止するための必要事項

(特別教育)

第35条 職員を危険または有害な業務につかせる場合は、法令の定めるところに従い、その業務に関する安全または衛生のための特別教育を行うものとする。

第6章 火災・爆発および交通事故の防止

(火元責任者)

第36条 法人は、一定の区域ごとに火元責任者を管理監督者の推薦により任命する。

2 火元責任者は、防火管理者の指揮を受け次に掲げる事項を行う。

- (1) 担当区域内の火気取締に任じ、特に退社時等必要に応じ担当区域内を巡視し火災の予防に努めること
- (2) 消火器、火災報知器等の設置場所および使用方法を熟知し、かつ他の従業員に周知させること

3 火元責任者は、万一ボヤ程度といえども火災の発生があったときは、その経緯を詳細に記載し所属長を経て防火管理者に届け出ること。

(火気取扱いの注意)

第37条 職員は、定められた場所以外で火気を使用し、または指定された場所以外で喫煙してはならない。また火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

(安全運転の心構え)

第38条 職員は、法人が所有しまたは現に使用管理する車両の運転にあたって、常に人命尊重を旨とし、かつ交通法令を遵守し安全運転に努めなければならない。

第7章 災害処理

(災害時の措置)

第39条 職員は、災害の発生またはその危険を知ったときは、その状況に応じ臨機の措置を取るとともに、直ちに衛生管理者および必要な部門に報告し、その指示によって行動しなければならない。

(災害補償)

第40条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷又は疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより、法人は災害補償手続きを行い、正職員は療養等に関し必要な給付を受けることができる。

2 本人の故意、又は重大な過失による傷病については、法人は責任を負わず、又は労働者災害補償保険法の適用も受けられない場合がある。

3 第1項の補償給付が行われた場合には、法人は労働基準法上の補償の義務を免れることとなる。

4 職員が、業務外の傷病にかかったとき、出産したとき等は、健康保険法による扶助を受ける他、別に定める慶弔見舞金規程による見舞金等を受けるものとする。

付 則

1 この規則は、平成30年10月20日から施行する。